

介護保険負担限度額認定証を交付された方の基本利用料

適用期間：令和8年4月1日～

介護保険負担限度額認定証を交付された方は、居住費、食費が軽減されます。

多床室

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	介護サービス費用自己負担額/月	22,995 円	25,454 円	28,017 円	30,476 円	32,899 円
	居住費/月	0 円 (0 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	31,995 円	34,454 円	37,017 円	39,476 円	41,899 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第2段階	介護サービス費用自己負担額/月	22,995 円	25,454 円	28,017 円	30,476 円	32,899 円
	居住費/月	12,900 円 (430 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	47,595 円	50,054 円	52,617 円	55,076 円	57,499 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第3段階①	介護サービス費用自己負担額/月	22,995 円	25,454 円	28,017 円	30,476 円	32,899 円
	居住費/月	12,900 円 (430 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	55,395 円	57,854 円	60,417 円	62,876 円	65,299 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第3段階②	介護サービス費用自己負担額/月	22,995 円	25,454 円	28,017 円	30,476 円	32,899 円
	居住費/月	12,900 円 (430 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	76,695 円	79,154 円	81,717 円	84,176 円	86,599 円

ユニット型個室

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	介護サービス費用自己負担額/月	26,367 円	28,825 円	31,459 円	33,953 円	36,377 円
	居住費/月	26,400 円 (880 円/日)				
	食費/月	9,000 円 (300 円/日)				
	基本利用料/月	61,767 円	64,225 円	66,859 円	69,353 円	71,777 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第2段階	介護サービス費用自己負担額/月	26,367 円	28,825 円	31,459 円	33,953 円	36,377 円
	居住費/月	26,400 円 (880 円/日)				
	食費/月	11,700 円 (390 円/日)				
	基本利用料/月	64,467 円	66,925 円	69,559 円	72,053 円	74,477 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第3段階①	介護サービス費用自己負担額/月	26,367 円	28,825 円	31,459 円	33,953 円	36,377 円
	居住費/月	41,100 円 (1,370 円/日)				
	食費/月	19,500 円 (650 円/日)				
	基本利用料/月	86,967 円	89,425 円	92,059 円	94,553 円	96,977 円

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第3段階②	介護サービス費用自己負担額/月	26,367 円	28,825 円	31,459 円	33,953 円	36,377 円
	居住費/月	41,100 円 (1,370 円/日)				
	食費/月	40,800 円 (1,360 円/日)				
	基本利用料/月	108,267 円	110,725 円	113,359 円	115,853 円	118,277 円

注) 月額とは30日分の金額です。

介護保険負担限度額認定の要件について

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	* 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 * 生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	* 世帯全員が市町村民税非課税の方で、年金収入等が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 【非該当】	* 本人が市町村民税非課税で、世帯員に市町村民税課税者がいる方 * 本人が市町村民税課税の方 * 配偶者が市町村民税課税の方 (世帯が分離している配偶者を含む。)	利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方

注) 年金収入等 = 公的年金等収入金額 (非課税年金を含む。) + その他の合計所得金額